

甲賀市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められることを踏まえ、必要な規程の整備を行うため、甲賀市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（1） 水道法施行令の一部改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めることとします。

【第 3 条及び第 4 条関係】

（2） この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

その他必要な規程の整備を行うこととします。